



## 受託手荷物に関する意外な落とし穴！？

出発準備中、客室乗務員のPAから・・・



**“なお、機内に収納できない大きなお手荷物などは、貨物室にも搭載致しますので・・・”**

こんな時、みなさんはどのような事を想像しますか？

仮に旅客が機側で預け、貨物室に搭載される手荷物の中に、予備電池が有った場合はどうなるのでしょうか？

IATA DGR 55<sup>th</sup> (Dangerous Goods Regulations) の2章にある表(抜粋)をご覧ください



表2. 3. A (続)  
旅客または乗務員が携行する危険物についての規定 (2.3)

持ち込み手荷物として認められるか	受託手荷物として認められるか	身につけて搭乗できるか	航空会社の認可を必要とするか	搭載位置を機長に通知することが要求されるか	
YES	YES	YES	NO	NO	リチウム金属もしくはリチウムイオンの単電池または組電池を内蔵した携帯電子機器（医療用機器を含む）腕時計、計算機、カメラ、携帯電話、ノートパソコン、ビデオカメラ等。個人使用目的で旅客または乗務員が携行するもの。
YES	NO	YES	NO	NO	リチウム金属もしくはリチウムイオンの単電池または組電池を含むすべての予備電池 携帯電子機器用のもので機内持ち込み手荷物としてのみ携行しなければならない。電池は短絡を防ぐため個別に保護されていないなければならない。

このように、携帯電話やデジタルカメラのリチウムイオン予備電池などは、**受託手荷物として**は受託不可であり、旅客の持ち込み手荷物としてだけ認められますが、機側で預けそのまま貨物室に搭載されていますと、結果的に正しく運用できない事になります。

そこで現状を確認したところ、客室乗務員は・・・



**“お客様、お荷物にはライターや予備バッテリーなどはございませんか？”**

と、適切な運用が行われていることが確認出来ました（ホッ）。

色々な Task が重なる場面ですので注意が必要ですね！

DG 委員会より